

# News Release

平成 2 1 年 9 月 8 日  
消 費 者 庁

消費者安全法の重大事故等および  
消費生活用製品安全法の重大製品事故に係る公表について

消費者安全法第 1 2 条に基づき関係機関等から通知のあった重大事故等および消費生活用製品安全法第 3 5 条第 1 項の規定に基づき事業者から報告のあった重大製品事故について、別添 1、別添 2 のとおり公表します。

消費者安全法の重大事故等に係る公表について  
・・・・・・・・別添 1

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について  
・・・・・・・・別添 2

【お問い合わせ先】

消費者庁消費者安全課

(本発表資料の趣旨に関すること)

担当：村上、梅井

電話：03-3507-9202(直通)

(消費者安全法の重大事故等)

担当：辻野、岩井

電話：03-3507-9264(直通)

(消費生活用製品安全法の重大製品事故)

担当：服部、榎本

電話：03-3507-9204(直通)

## 消費者安全法の重大事故等に係る公表について

消費者安全法等に基づき、9月1日から9月4日までに関係行政機関等から生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は84件、うち重大事故等として通知された事案は24件でした。

概要について、以下のとおり公表します。

## 1. 通知件数

関係行政機関より9件（食品－5件、医療－1件、自動車－1件、火災等－2件）、地方公共団体等より16件（製品－10件、施設－3件、役務－3件）、事業者より59件（製品－59件）、計84件通知。

2. 重大事故等として通知された事案<sup>(※)</sup>（24件）

(※) 消費者安全法に規定する重大事故等に該当するかどうかも含めて確認・調査中のもの

## (1) 関係行政機関（1件）

・自動車製作者から国土交通省に報告のあった自動車の不具合による事故情報（別紙1参照）

## (2) 地方公共団体（8件）

・別紙1の事案（3件：被害拡大のおそれがないと考えられる5件を除いたもの）については、被害拡大防止の観点から、通知のあった地方公共団体に対して対応状況を確認し、その結果を踏まえ、今後の対応を検討する予定

## ●9月1日通知

スチームアイロンの使用による胸、腹のやけど

## ●9月2日通知

折りたたみ自転車の使用による右肩鎖骨骨折

## ●9月3日通知

シーソー（遊具）の使用による背骨圧迫骨折

## (3) その他（15件）

・事業者からの報告（製品）は、消費生活用製品安全法に基づく公表資料参照

## 3. 上記以外の情報

## ■食中毒情報

食品衛生法関連では、5件通知（全て営業停止等の処分を実施）

## ●9月1日通知

岐阜県

8名が下痢、嘔吐等の症状

宮城県

18名が下痢、嘔吐、腹痛等の症状

香川県

5名が下痢、嘔吐等の症状

●9月2日通知

埼玉県

9名が下痢、嘔吐、腹痛等の症状（病因物質：腸炎ビブリオ）

●9月4日通知

千葉県

6名が腹痛、下痢等の症状（病因物質：腸炎ビブリオ）

#### 4. 特記事項

■腸管出血性大腸菌O157食中毒の発生について（別紙2参照）

9月5日及び7日、厚生労働省から、山口県防府市内、奈良県橿原市内、及び京都府木津川市の飲食店（屋号：ペッパーランチ）において、「和牛入りサイコロステーキ」（メニュー名：角切リストーキ）が原因食品として疑われる腸管出血性大腸菌O157食中毒が発生した旨公表されているところです。

本件については、9月7日、当該事業者の全ての系列店舗が休業するとともに、営業再開にあたっては、各地方公共団体衛生部署による監視指導が行われることとなっています。

今後の被害拡大の防止、同種・類似事案発生の防止のため、厚生労働省、地方公共団体等との連携を強化しています。

#### 5. 留意事項

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

**【問合せ先】**

消費者庁 消費者安全課

辻野、岩井

電話：03-3507-9263

FAX：03-3507-9290

# News Release

---

平成22年2月26日

消費者庁

## 除雪機の取扱い等に関する注意喚起について

除雪機を使用して除雪中、運転者以外の者が誤って除雪機に巻き込まれて死亡する事故が平成22年2月13日に発生しました。除雪機については、平成19年5月に重大製品事故に係る報告制度が実施されてからこれまでに14件の死亡又は重傷事故が発生しており、このうち3件は今年度発生した死亡事故です。

消費者庁としても、同種事故の発生防止を図る観点から、除雪機の取扱いに係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますよう、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

【本発表資料の問い合わせ先】

消費者庁 消費者安全課

中嶋、服部、榎本

電話：03-3507-9204

<別添>

事務連絡

平成22年2月26日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課殿  
独立行政法人国民生活センター・各消費生活センター殿

消費者庁消費者安全課

### 除雪機の取扱い等に関する注意喚起のお願い

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力を頂きまして有難うございます。

除雪機を使用して除雪中、運転者以外の者が誤って除雪機に巻き込まれて死亡する事故が平成22年2月13日に発生しました。除雪機については、平成19年5月に重大製品事故に係る報告制度が実施されてからこれまでに14件の死亡又は重傷事故が発生しており、このうち3件は今年度発生した死亡事故です。

これを踏まえ、今後類似の事故が発生することを防止するため、消費者庁としても、消費者の注意を喚起する必要があると認めますので、下記の事項について、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますようお願いいたします。

また、都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

### 記

除雪機の使用に際しては特に以下の点にご注意ください。

- (1) 作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解する。
- (2) 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に停止してから雪かき棒を使って行う。
- (3) 回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行う。
- (4) 発進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意する。
- (5) 除雪作業中は、雪を飛ばす方向に人や、車・建物がないことを確認する。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにする。

(※除雪機安全協議会の注意喚起事項より引用)

【連絡先】 消費者庁消費者安全課中嶋、服部

電話：03-3507-9204

# News Release

---

平成22年3月23日

消費者庁

## 子供のライターの使用に関する注意喚起について

今般、消費者庁においては、消防庁と連携して、子供の火遊びによる火災の実態調査を実施したところ、子供の火遊びによる火災のうち、ライター起因であるものが半数以上にのぼり、かつ5歳未満において死傷者発生率が高いことが確認されました。（別紙1参照）

これを踏まえ、子供のライターの使用に係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当部局並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知及び注意喚起を図っていただくよう、別紙2のとおり通知しましたのでお知らせします。

**【問合せ先】**

消費者庁 消費者安全課  
辻野

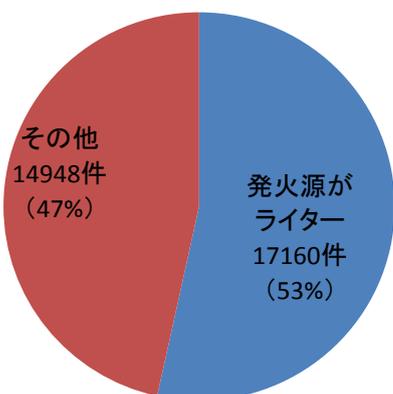
電話：03-3507-9263

FAX：03-3507-9290

## 火遊びによる火災(発火源がライター)に関する実態調査

- 消費者庁と消防庁が連携し、火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの火災情報(行為者、被害程度、製品分類等)を収集、分析
- 火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの占める割合は約5割(H11～20全国(全年齢))
- 平成16年から20年にかけて、政令指定都市では火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものが約1300件発生し、そのうち約500件以上で行為者が12歳以下であると判明
- 製品が判明した事例では、使い捨て式が約9割

火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの占める割合(H11～20全国(全年齢))

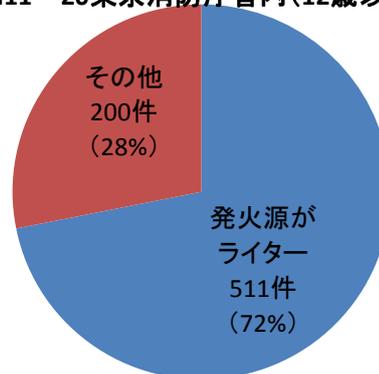


火遊びによる火災のうち発火源がライターの火災の死傷者発生率(H16～20政令指定都市(12歳以下))

行為者年齢	件数 [件]	死者数 [人]	負傷者数 [人]	死傷者の発生率[注1]
5歳未満	107	1	73	69.2
5歳以上12歳以下	419	7	72	18.9
合計	526	8	145	29.1

※全年齢での総件数は1319件

参考 火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの占める割合(H11～20東京消防庁管内(12歳以下))



火遊びによる火災のうち発火源がライターの火災の死傷者発生率(H11～20東京消防庁管内(12歳以下))

行為者年齢	件数 [件]	死者数 [人]	負傷者数 [人]	死傷者の発生率[注1]
5歳未満	98	3	75	79.6
5歳以上12歳以下	413	4	133	33.2
合計	511	7	208	42.1

火遊びによる火災のうち発火源がライターのものの分類結果(判明分のみ)(H16～20政令指定都市(12歳以下))(単位:件)

行為者年齢	使い捨て式 86.1%			注入式 5.7%			その他(点火棒を含む) 6.7%	ノベルティ 1.5%	合計	
	フリント式	電子式	小計	フリント式	電子式	小計				
5歳未満		19	58	77	2	0	2	7	3	89
5歳以上12歳以下		25	65	90	2	7	9	6	0	105
合計		44	123	167	4	7	11	13	3	194

注1)「死傷者の発生率」=(死者数+負傷者数)÷件数×100

事務連絡  
平成22年3月23日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課殿  
独立行政法人国民生活センター・各消費者センター殿

消費者庁消費者安全課

子供のライターの使用に関する注意喚起のお願い

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

今般消費者庁においては、消防庁と連携して、子供の火遊びによる火災の実態調査を実施いたしました。その結果、子供の火遊びによる火災のうち、ライター起因であるものが半数以上にのぼり、かつ5歳未満において死傷者発生率が高いことが確認され、消費者の注意を喚起する必要があると認めますので、下記の事項について、消費者への周知及び注意喚起を図っていただくようお願いいたします。

また、都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、子供に対するライター使用の安全対策として、現在経済産業省において、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定することについて消費経済審議会に諮問し、検討を行っているところであることを参考まで申し添えます。

記

幼い子供のいる家庭での注意事項

- (1) 子供の手の届くところにライターを置かない。
- (2) 子供にライターを触らせない。
- (3) 子供がライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせる。
- (4) 理解できる年齢になったら、子供に火の怖さを教える。

(※東京都報道発表資料等を参考に作成)

【問合せ先】

消費者庁 消費者安全課

辻野

電話：03-3507-9263

FAX：03-3507-9290